

第 1 4 回千葉海区漁業調整委員会 会議次第

期日：令和 8 年 9 月 1 日（火）

午後 1 時 3 0 分から

場所：千葉県教育会館 2 0 3 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選出

4 議 題

- （1）千葉海区漁場計画の変更について（諮問）
- （2）千葉海区漁場計画の変更に係る公聴会の開催について
- （3）かじき等流し網漁業の制限措置、許可又は起業の認可を
申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
- （4）その他

5 そ の 他

6 事務局連絡事項

7 閉 会

第 1 号議案

千葉海区漁場計画の変更について（諮問）

このことについて、令和 8 年 8 月 2 6 日付け水産第 7 9 7 号で知事から別添のとおり諮問がありましたので審議されたい。

令和 8 年 9 月 1 日

会 長 石 井 春 人

千葉海区漁業調整委員会 様

千葉海区漁場計画の変更について（諮問）

銚子市地先海面の漁業権の切替えに当たり、千葉海区漁場計画を別添案のとおり変更したいので、漁業法第 6 4 条第 8 項で準用する同条第 4 項の規定により諮問します。

令和 8 年 8 月 2 6 日

千葉県知事 熊 谷 俊 人

（公印省略）

（別添）

- ・千葉海区漁場計画の変更案

千葉海区漁場計画の変更案

千葉海区漁場計画の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後		改 正 前						
千葉海区漁場計画 一 漁業権に関する事項 その一～その百八 (略) その百九 1 公示番号 共第五十八号 2 漁場の位置 千葉県銚子市地先 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点 北緯三五度四五・〇四〇分、東経一四〇度五〇・九四九分の点 (茨城県神栖市波崎漁港東防波堤Bに設置した標識) ア 北緯三五度四七・〇五九分、東経一四〇度五四・五六七分の点 (基点から五五度六、六〇八・五メートルの点) イ 北緯三五度四八・二七九分、東経一四〇度五六・七五九分の点 (アから五五度四、〇〇〇メートルの点) ウ 北緯三五度五一・一三六分、東経一四〇度五四・三六〇分の点 (イから三二五度六、四〇〇メートルの点) エ 北緯三五度四九・九一五分、東経一四〇度五二・一六八分の点 (アから三二五度六、四〇〇メートルの点) 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期 <table border="1"> <tr> <th>漁業の種類</th><th>漁業の名称</th><th>漁業時期</th></tr> <tr> <td>第二種共同漁業</td><td>雑魚建網漁業</td><td>十二月一日から翌年九月三十日まで</td></tr> </table> 5 存続期間 令和九年三月一日から令和十二年六月三十日まで 6 関係地区 銚子市並びに茨城県ひたちなか市のうち平磯町以南の旧那珂湊市、東茨城郡大洗町、鉾田市、鹿嶋市及び神栖市 7 条件 なし 備考 (略) 二 保全沿岸漁場に関する事項 (略)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	第二種共同漁業	雑魚建網漁業	十二月一日から翌年九月三十日まで	千葉海区漁場計画 一 漁業権に関する事項 その一～その百八 (略) (新設) 備考 (略) 二 保全沿岸漁場に関する事項 (略)
漁業の種類	漁業の名称	漁業時期						
第二種共同漁業	雑魚建網漁業	十二月一日から翌年九月三十日まで						

漁場図



基点 北緯 35 度 45.040 分、東経 140 度 50.949 分の点（茨城県神栖市波崎漁港東防波堤 B に設置した標識）

ア 北緯 35 度 47.059 分、東経 140 度 54.567 分の点（基点から 55 度 6,608.5 メートルの点）

イ 北緯 35 度 48.279 分、東経 140 度 56.759 分の点（アから 55 度 4,000 メートルの点）

ウ 北緯 35 度 51.136 分、東経 140 度 54.360 分の点（イから 325 度 6,400 メートルの点）

エ 北緯 35 度 49.915 分、東経 140 度 52.168 分の点（アから 325 度 6,400 メートルの点）

R9大根漁業権 切替えスケジュール

R8.9現在

時期	県	海区漁業調整委員会
令和8年 6月	実態調査・要望調査	
7月	関係機関との事前協議 海区漁場計画の変更の素案の作成	
8月	7/21~8/19 計画の変更の素案の意見聴取 海区漁場計画の変更案の作成	
9月		9/1 海区漁場計画の変更（諮問）
10月	海区漁場計画の変更の公示 （県報掲載）	10/6 公聴会・海区漁場計画の変更（答申）
11月	11月~12月：免許申請 行使規則認可申請ほか	
12月		
令和9年 1月		漁業の免許について（諮問・答申）
2月		
3月	3/1 漁業権免許	

大根漁場に関する覚書

茨城、千葉両県は、大根漁場における関係漁業者の従来からの操業の実情を尊重し、今後においてもその操業を確保することを目的として、かつ、本覚書は両県の境界線にはなんらの影響を与えるものではないという前提のもとに、下記のとおり取り扱うことを確認するものとする。

なお、この覚書の実施にあたって両県間の紛争が生じ、両県当事者間の協議のみではその解決が困難であると認められる場合には、水産庁がその解決のため斡旋に努めるものとする。

記

- 1 別紙図面中の斜線部分の海域（以下「当該海域」という。）については、両県知事は第2種共同漁業を漁業種類とし、存続期間を3年4ヶ月とする共同漁業権を、現にその海域に出漁している両県の関係漁業協同組合の共有として、交互に免許するものとする。

なお、令和5年11月1日を免許予定日とする共同漁業権については茨城県知事が免許するものとする。

- 2 1の措置は当該海域周辺の海域における両県関係漁業者の漁場利用関係に変更を及ぼさないものとする。

- 3 この覚書の有効期間は10年とする。

以上の申し合わせを確認するため本書5部を作成し、両県が各2部、水産庁が1部を保有する。

令和4年10月14日

茨城県農林水産部長

上野 昌文

茨城海区漁業調整委員会長

高濱 芳明

千葉県農林水産部長

舘野 昭彦

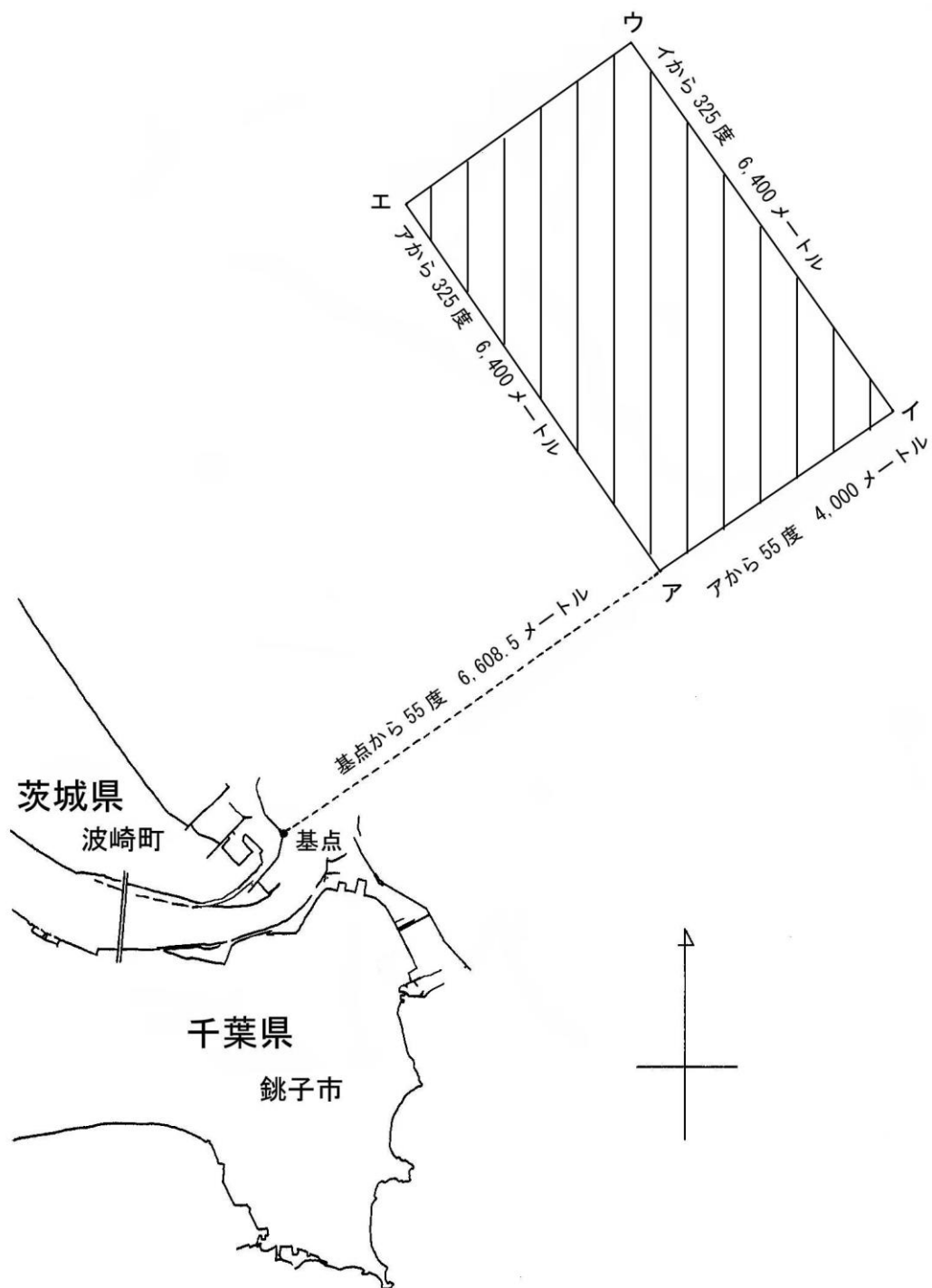
千葉海区漁業調整委員会長

石井 春人

立会人

水産庁資源管理部管理調整課長

斎藤 晃



基点 茨城県鹿島郡波崎町波崎漁港東防波堤Bに設置した標識

ア 基点から 55 度（真方位）、6,608.5メートルの点

イ アから 55 度（真方位）、4,000メートルの点

ウ イから 325 度（真方位）、6,400メートルの点

エ アから 325 度（真方位）、6,400メートルの点

第 2 号議案

千葉海区漁場計画の変更に係る公聴会の開催について

このことについて、漁業法第 6 4 条第 8 項で準用する同条第 5 項の規定により、次案のとおり公示することについて審議されたい。

令和 8 年 9 月 1 日

会 長 石 井 春 人

千葉海区漁業調整委員会告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十四条第八項において準用する同条第五項の規定により、千葉海区漁場計画の変更に係る公聴会を次のとおり開催する。

なお、千葉海区漁場計画の変更案については、その関係書類を千葉海区漁業調整委員会事務局及び銚子水産事務所に備え置いて閲覧に供する。

令和八年 月 日

千葉海区漁業調整委員会会長 石 井 春 人

- 一 開催日時 令和八年十月六日（火曜日）午後三時
- 二 開催場所 千葉市中央区新宿二丁目三番八号 水産会館六階大会議室
- 三 事案 千葉海区漁場計画の変更案（銚子市並びに茨城県ひたちなか市のうち平磯町以南の旧那珂湊市、東茨城郡大洗町、銚田市、鹿嶋市及び神栖市を関係地区とする共同漁業権に関する事項）

四 公述に関する事項

- 1 意見を述べることのできる利害関係人の範囲
関係地区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係のある者
- 2 公述時間
一人五分以内とする。
- 3 文書の提出
公述を希望する者は、住所、氏名、年齢、職業、所属団体、当該事案に関して利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要を記載した書面一部を千葉海区漁業調整委員会事務局（千葉市中央区市場町一番一号）に提出しなければならない。

第 3 号議案

かじき等流し網漁業の制限措置、許可又は起業の認可を
申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）

このことについて、令和 8 年 8 月 2 7 日付け水産第 7 9 8 号で
知事から別添のとおり諮問がありましたので審議されたい。

令和 8 年 9 月 1 日

会 長 石 井 春 人

千葉海区漁業調整委員会 様

かじき等流し網漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間
及び許可の有効期間について（諮問）

令和8年11月14日をもって許可の有効期間が満了するかじき等流し網漁業に
つき、制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間を下記の
とおり定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替
えて準用する同法第42条第3項及び第46条第2項の規定により諮問します。

令和8年8月27日

千葉県知事 熊 谷 俊 人
(公 印 省 略)

記

- 1 制限措置
別紙のとおり
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和8年10月2日から11月1日まで
- 3 許可の有効期間
許可の日から令和13年11月14日まで

(別紙)

かじき等流し網漁業の制限措置の内容

- (1) 漁業種類 かじき等流し網漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 3 隻
- (3) 船舶の総トン数 2 0 0 トン未満
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 総トン数 1 0 トン以上の船舶にあっては漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 3 8 年農林省令第 5 号）別表第 1 のかじき等流し網漁業の項の中欄第 4 号に掲げる海域のうち千葉県海面、総トン数 1 0 トン未満の船舶にあっては同省令別表第 1 1 に掲げる海域を除く千葉県海面
- (6) 漁業時期 1 1 月 1 5 日から翌年 5 月 3 1 日まで
- (7) 漁業を営む者の資格 千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和 2 5 年農林省令第 9 5 号）第 1 条第 9 項に規定する主たる根拠地をいう。）が千葉県の区域にある者

かじぎ等流し網漁業の漁獲成績一覧

	許認可 隻数	操業 隻数	操業 日数	漁獲量（トン）						水揚金額 (千円)
				合計	魚種別内訳					
					かじぎ類	まぐろ類	かつお	さめ類	その他	
R 3 年漁期	3	—	—	—	—	—	—	—	—	
R 4 年漁期	3※	—	—	—	—	—	—	—	—	
R 5 年漁期	3※	—	—	—	—	—	—	—	—	
R 6 年漁期	3※	—	—	—	—	—	—	—	—	
R 7 年漁期	3※	—	—	—	—	—	—	—	—	

各漁期年：11月15日～翌年5月31日

※ うち、1隻は認可

注：漁獲量の合計の数値については、四捨五入の関係から内訳の計と一致しない場合があります。

令和2年11月30日制定

(趣旨)

第1 千葉県海面におけるかじき等流し網漁業（千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）第2条第1項第7号に掲げるかじき等流し網漁業をいう。）の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

(許可等をすべき船舶等の数の考え方)

第2 許可の一斉更新においては、次の（1）の隻数から（2）の隻数を差し引いた隻数とする。

（1）一斉更新を迎える許可等の隻数

（2）廃業見込の隻数（承継する場合を除く。）

2 許可の有効期間の途中においては、公示隻数を抑制する観点から、原則として新たな許可等をするための追加的な公示は行わないものとする。

(新規の許可等に係る制限措置)

第3 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

（1）漁業種類 かじき等流し網漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 第2の考え方に基づき都度定める。

（3）船舶の総トン数 200トン未満

（4）推進機関の馬力数 定めなし

（5）操業区域 次のとおり

ア 総トン数10トン以上の船舶 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）別表第1のかじき等流し網漁業の項の中欄第4号に掲げる海域のうち千葉県海面

イ 総トン数10トン未満の船舶 許可省令別表第11に掲げる海域を除く千葉県海面

（6）漁業時期 11月15日から翌年5月31日まで

（7）漁業を営む者の資格 千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。）が千葉県の区域にある者

(許可等の申請期間)

第4 規則第11条第1項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第2項の規定を踏まえ、都度定める。

(許可等の条件)

第5 当該漁業の許可等に当たっては、規則第13条第1項の規定により、次の条件を付けるものとする。

（1）操業禁止期間

ア 銚子市一ノ島灯台90度（真方位による。以下同じ。）の線からいすみ市太東埼灯台112度30分の線に至る海域においては、4月1日から5月31日までの間は操業してはならない。ただし、次の各点を順次結んだ線以東の海域においては、この限りでない。

a 銚子市一ノ島灯台から90度35海里の点

b 銚子市一ノ島灯台から135度35海里の点

c いすみ市太東埼灯台から112度30分35海里の点

イ いすみ市太東埼灯台112度30分の線から南房総市野島埼灯台180度の線に至る海域においては、11月15日から12月9日まで及び翌年4月1日から5月31日までの間は操業してはならない。

ウ 次の各点を順次結んだ線により囲まれた区域においては、11月15日から12月9日まで及び翌年2月1日から3月31日までの間は操業してはならない。

a 銚子市一ノ島灯台から90度25海里の点

- b 銚子市一ノ島灯台から 90 度 27 海里の点
- c 銚子市一ノ島灯台から 135 度 27 海里の点
- d いすみ市太東埼灯台から 112 度 30 分 29 海里の点
- e いすみ市太東埼灯台から 112 度 30 分 27 海里の点
- f 銚子市一ノ島灯台から 135 度 25 海里の点
- g a の点

(2) 使用漁具の制限

- ア いすみ市太東埼灯台 112 度 30 分の線以北の海域で操業する場合に使用し、又は積載することのできる漁具の総量は、総延長で 12 キロメートル以内でなければならない。
- イ いすみ市太東埼灯台 112 度 30 分の線以南の海域で操業する場合に使用し、又は積載することのできる漁具の総量は、総延長で 7.5 キロメートル以内でなければならない。
- ウ 網目 15 センチメートル以下の流し網を使用してはならない。
- エ 2 枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。

(新規の許可等に係る許可の基準)

第 6 第 3 に定めて公示した船舶等の数を超える申請があった場合には、規則第 11 条第 5 項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

- (1) 当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合
- (2) 当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合
- (3) 次のいずれかの場合
 - ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合
 - イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の承継する場合を除く。）
- (4) (1) ～ (3) 以外の場合であって、1 年に 90 日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合
- (5) (1) ～ (4) 以外の場合

(許可等についての適格性に係る船舶等の基準)

第 7 規則第 10 条第 1 項第 5 号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。
定めなし

(許可の有効期間)

第 8 当該漁業の許可の有効期間は、規則第 15 条第 1 項第 1 号の規定により 5 年とする。ただし、規則第 7 条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

また、規則第 14 条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第 15 条第 1 項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

(変更の許可)

第 9 規則第 16 条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

(承継の許可)

第 10 当該漁業は規則第 14 条第 1 項第 3 号に規定する承継許可の対象とする。

(許可等の申請)

第 11 当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第 8 条第 1 項の規定による申請書のほか、同条第 2 項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 年間操業計画書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (5) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書
- (6) 代船及び承継の場合は、旧許可証又はその写し、廃業届及び印鑑証明書
- (7) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書
- (8) 起業認可申請の場合は、船舶件名書
- (9) 適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを組合が確認し、(10)の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。）
- (10) 漁業協同組合の組合員にあっては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書
- (11) 20トン以上の船舶の場合は、船舶検査証書の写し

(資源管理の状況等の報告)

第12 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年、漁業時期終了後2ヶ月以内（7月31日まで）に資源管理の状況等を別記第1号様式により知事に報告しなければならない。

(標識の表示)

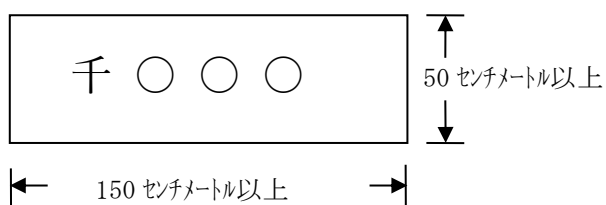
第13 この漁業の許可を受けた者は、次のとおり標識を表示しなければならない。

- (1) この漁業の操業の許可を受けた船舶には、操業期間中別記第2号様式による標識を船橋の両側に表示しなければならない。
- (2) この漁業に使用する漁具には、次のように標識を付けなければならない。
 - ア 流し網の浮子は、5個ごとに船名を明記すること。
 - イ 流し網には、許可省令第52条に定めるもののほか、中間部の浮標は、夜間にあつてはおおむね1,500メートルごとに白色灯火を、昼間にあつては船名を記載した赤色布地（1辺の長さが30センチメートル以上の正方形のもの）を掲げること。

附 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 流しさし網漁業(かじき等流しさし網漁業)の許可及び起業の認可方針（平成30年3月2日施行）（以下「旧方針」という。）は、令和2年11月30日限りで廃止する。ただし、旧方針第7の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。

別記第2号様式



(注)

- 1 文字及び数字の大きさは30センチメートル以上、太さは5センチメートル以上とする。
- 2 文字及び数字は黒色とし、その他の部分は白色とする。
- 3 千〇〇〇は、許可番号を記入する。

かじき等流し網漁業

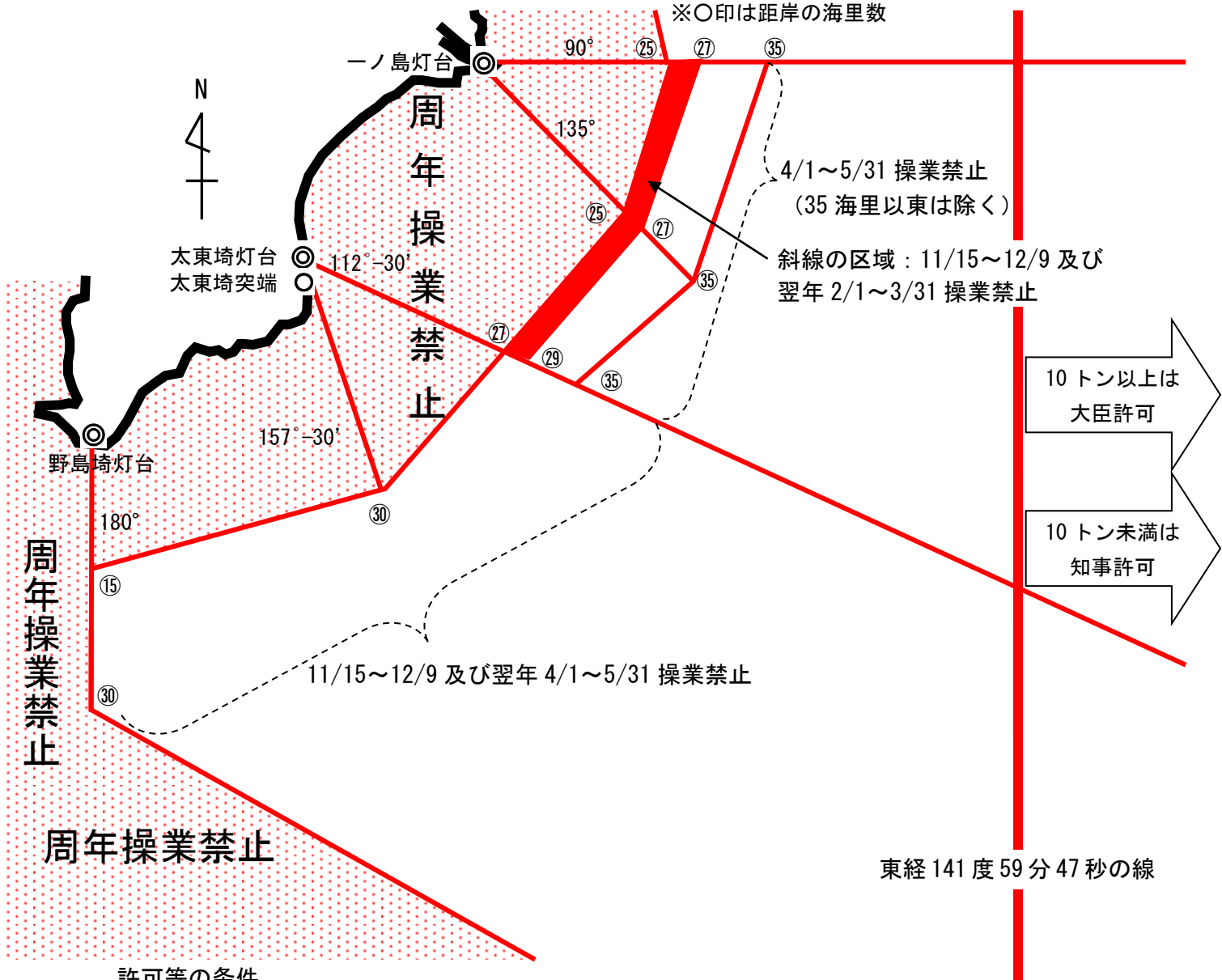
船舶の総トン数：200 トン未満

推進機関の馬力数：定めなし

操業区域：下図のとおり

漁業時期：11/15～翌年 5/31

漁業を営む者の資格：千葉県内に住所を有し、船舶根拠地が千葉県の区域にある者



許可等の条件

(1) 操業禁止期間

- ①一ノ島灯台 90° の線から太東埼灯台 $112^{\circ} 30'$ の線に至る海域：

4/1～5/31 操業禁止（35 海里以東は除く）

斜線の区域：11/15～12/9 及び翌年 2/1～3/31 操業禁止

- ②太東埼灯台 112° 30'の線から野島埼灯台 180° の線に至る海域：

11/15～12/9 及び翌年 4/1～5/31 操業禁止

(2) 使用漁具の制限

- ①太東埼灯台 112° 30'の線以北の海域：漁具の総延長 12 km以内

- ②太東埼灯台 112° 30'の線以南の海域：漁具の総延長 7.5 km以内

- ③網目 15 cm以下使用禁止及び網地を重ね合わせた流し網使用禁止

周年操業禁止の区域は、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 83 条で規定するかじき等流し網漁業の操業禁止海域（別表第 11 に掲げる海域）